

栗東市地域公共交通計画(案)の策定について

【計画策定の経過】

本市の地域公共交通のうち、バスについては平成 13 年に乗合バス運送等に係る生活交通の維持、確保及び方策並びにバス交通体系について協議、検討及び調整を行うため、「栗東市バス対策地域協議会」を設置しました。

こうした中、国において令和 2 年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化再生法)」が改正され、原則としてすべての地方公共団体の「地域交通のマスタープラン」となる「地域公共交通計画(法定計画)」を策定したうえで、交通事業者・地域関係者を交えて、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む仕組みの拡充が位置付けられました。

併せて国では「地域公共交通確保維持事業(本市の場合、フィーダー補助)の補助要件として、地域公共交通計画の策定及び計画中の当該路線の位置付けが必要となったことから、計画策定を予定するものです。

【計画主体】

(仮称)栗東市地域公共交通活性化協議会

【計画期間】

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年間

【計画策定委託契約】

(1) 概要

計画策定の支援のため、「計画策定業務」の発注を予定

(2) 予算額(市負担金)

¥ 5,984,000 円

(3) 見積徴収業者

中央復建コンサルタンツ株式会社

(4) 選定理由

上記業者は、令和 2 年度に「栗東市バス交通体系計画」を策定し、毎年度本市からフォローアップ調査を受託しており、地域公共交通確保維持事業のフィーダー補助金申請等支援を行っている等、毎年度「栗東市バス対策地域協議会」への出席および支援にあたり、本市と連携を図っており実績を有し、かつ本市特有かつ独自の地域公共交通を取り巻く環境に精通していることから、他業者と比して、効率的な業務の遂行が見込めます。

以上のことから、上記業者との委託契約を進めることにつき承認をお願いするものです。